

幕別消防署火災予防啓発用資器材貸出要領を次のように定める。

令和5年10月27日

幕別消防署長 宮野 裕範

幕別消防署火災予防啓発用資器材貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、とちぎ広域消防事務組合火災予防規程（平成28年4月1日消防訓令第11号）第9条第2項に基づく火災予防等の啓発の推進に資することを目的として、幕別消防署が管理する火災予防啓発用資器材（以下「資器材」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出資器材)

第2条 この要領により貸出しする資器材とは、水消火器及び標的とする。ただし、消防署長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出対象)

第3条 貸出対象は、火災予防の啓発を目的とする行事等（以下「行事等」という。）を主催する幕別町内の住民、団体、事業所等（以下「借受者」という。）とする。ただし、消防署長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、行事等の実施期間の前日から終了の翌日までとする。ただし、消防署長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出申請)

第5条 借受者は、貸出しを受けようとする日の1ヶ月前までに火災予防啓発用資器材貸出申請書（様式第1号）により消防署長に申請するものとする。

(貸出審査)

第6条 消防署長は、前条の申請があった場合、貸出しの可否について審査し、貸出しする日の1週間前までに火災予防啓発用資器材貸出承諾（不承諾）通知書（様式第2号）により借受者に通知するものとする。

(資器材の借受)

第7条 借受者は、資器材を借り受ける際に火災予防啓発用資器材貸出承諾通知書を持参し、資器材の引渡しを受けるものとする。

(費用負担)

第8条 資器材の貸出料は無料とする。ただし、貸出しに要する資器材の運搬及び貸出期間中における資器材の維持管理等に要する費用は借受者が負担する。

(借受者の責務)

第9条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借受者は、常に資器材を良好な状態で保管し、適切に使用すること。
- (2) 借受者は、資器材を目的以外に使用しないこと。
- (3) 借受者は、資器材を転貸又は譲渡しないこと。

(損害賠償)

第10条 借受者は、故意又は重大な過失等により資器材を破損又は亡失させた場合、火

災予防啓発用資器材破損・亡失報告書（様式第3号）により消防署長に報告するとともに、借受者の負担により原状回復するものとする。

2 借受者は、資器材に起因する事故等により第三者に対し損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

3 幕別消防署は、資器材の使用により生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

（資器材の返却）

第11条 借受者は、返却予定日までに資器材を持参し、火災予防啓発用資器材返却時確認書（様式第4号）による点検確認を受けるものとする。

（貸出しの中止）

第12条 消防署長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、貸出期間に関わらず資器材を返却させることができるものとする。

(1) 借受者が本要領に違反したとき。

(2) 借受者に資器材を貸出しすることが適切でないと認めたとき。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。